

高知市上下水道局告示第 49 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに高知市上下水道事業契約規程（昭和 47 年水道局規程第 2 号）により準用する高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 3 条及び第 23 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に高知市上下水道局が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に追加で参加（業務の種別の追加を含む。）する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 1 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

入札参加資格、資格審査の申請の時期、方法等については、測量設計、建設関連コンサルタント及び地質調査の一般競争（指名競争）入札参加者の資格等（令和 6 年高知市告示第 183 号）を準用する。